

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第78号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2環境局の項中「事務係長」の右に「（北部クリーンセンターにあっては、
管理係長）」を加える。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(会計室)